【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月12日

【事業年度】 第102期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 株式会社中京銀行

【英訳名】The Chukyo Bank, Limited【代表者の役職氏名】取締役頭取 末安 堅二

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目33番13号

【電話番号】 052(262)6111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 早川 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀四丁目10番4号

株式会社中京銀行 東京事務所

【電話番号】 03(3555)6811(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 飯田 哲也 【縦覧に供する場所】 株式会社中京銀行津支店

(三重県津市東丸之内20番11号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月30日に提出した第102期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

- 3 配当政策
- 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当行の配当に対する考え方は、銀行の社会性・公共性に鑑み、健全経営の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまに対し、安定的・継続的な配当を維持していくことを基本方針としております。

なお、当行は株主総会の決議によって3月31日を基準日として期末配当を行い、取締役会決議によって9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の経営環境を総合的に判断し、中間配当金は1株当たり2円50銭、期末配当金は1株当たり2円50銭の配当としました。

内部留保金につきましては、財務体質の強化と戦略的な投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めてまいります。

なお、当事業年度にかかる剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成19年11月19日 取締役会	542百万円	2 円50銭
平成20年6月27日 定時株主総会	542百万円	2 円50銭

(訂正後)

当行の配当に対する考え方は、銀行の社会性・公共性に鑑み、健全経営の観点から内部留保の充実に留意しつつ、株主の皆さまに対し、安定的・継続的な配当を維持していくことを基本方針としております。

また、当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とするとともに、株主総会の決議によって3月31日を基準日として期末配当を行い、取締役会決議によって9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の経営環境を総合的に判断し、中間配当金は1株当たり2円50銭、期末配当金は1株当たり2円50銭の配当としました。

内部留保金につきましては、財務体質の強化と戦略的な投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めてまいります。

なお、当事業年度にかかる剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1 株当たり配当額(円)
平成19年11月19日 取締役会	542百万円	2 円50銭
平成20年6月27日 定時株主総会	542百万円	2 円50銭

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(10) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当行は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得すること

EDINET提出書類 株式会社中京銀行(E03653) 訂正有価証券報告書

ができる旨、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うためであります。

(訂正後)

(10) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当行は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うためであります。また、当行は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。